

沿岸広域振興局長告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和6年4月1日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長部漁港線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市気仙町字湊178番51地先から63番9地先まで	新	C 27.9~8.5 m	m 798.7
陸前高田市気仙町字川口3番10地先から字湊108番1地先まで	旧	A 41.9~5.5	1,257.0
陸前高田市気仙町字田の浜23番1地先から9番1地先まで		B 45.0~17.5	239.4
陸前高田市気仙町字湊118番2地先から63番9地先まで		C 27.9~8.5	641.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 令和6年4月1日から同年5月1日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 碁石海岸線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市末崎町字大浜221番71地先から字平林75番2地先まで	新	A 89.5~7.2 m	m 3,430.3
大船渡市末崎町字大浜221番68地先から字中野124番5地先まで	旧	A 33.3~6.8	4,765.6
大船渡市末崎町字中森124番1地先から字門之浜20番2地先まで		B 89.5~7.5	2,330.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 令和6年4月1日から同年5月1日まで

- 3(1) 道路の種類 国道
- (2) 路線名 340号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町上有住字葉山50番1地先から字山脈地19番8地先まで	新	m 0.0	m 0.0
	旧	52.5~6.2	358.4

気仙郡住田町上有住字山脈地117番13地先から字恵蘇39番27地先まで	新	0.0	0.0
	旧	25.0~7.7	336.8

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 令和6年4月1日から同年5月1日まで